



# SMBC CHINA MONTHLY

第91号

2013年1月

編集・発行:三井住友銀行 グローバル・アドバイザリー部

## <目次>

● 経済トピックス①	景気回復の動き強まる 日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也……………2
● 経済トピックス②	中国の個人向け EC ビジネス(3) ～EC 利用上の障害～ 総合研究部門 研究員 森田 涉……………3～4
● 経済トピックス③	中国における製紙業界の現況と今後の見通し 三井住友銀行(中国)企業調査部 アナリスト 韓 昱達……………5～6
● 制度情報	物流業に対する増値税改革の影響 Mizuno Consultancy Holdings Limited 代表取締役社長 水野 真澄……………7～9
● 上海現地レポート	中国における外国人の社会保険制度の現状 上海勤瑞律師事務所 律師 孫毓琦 弁護士法人キャスト 弁護士 藤田直佑……………10～14
● マクロ経済レポート	中国経済展望 日本総合研究所 調査部 研究員 関 辰一……………15～19
● 金利為替情報	■中国人民元 ■台湾ドル ■香港ドル 三井住友銀行 市場営業統括部(シンガポール) シニア・エコノミスト 吉越 哲雄……………20～22

## 経済トピックス① 景気回復の動き強まる

TOPICS

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

主任研究員 佐野 淳也

E-mail: sano.junya@jri.co.jp

### ■内需指標の底打ち感が顕著に

現場の景況感は、足許で好転しています。2012年11月の製造業購買担当者指数（PMI）は50.6と、2カ月連続して好不況の目安である50を上回りました（右上図）。とくに、新規受注指数は10月に50の大台を半年ぶりに回復（50.4）し、11月も前月を0.8ポイント上回るなど、PMI好転をけん引しています。

需要項目関連の指標においても、直近では底打ち感が顕著にみられます。1～11月の固定資産投資（除く農村家計）は前年同期比20.7%増と、1～10月の実績（同20.7%増）と同水準の伸びを保ちました（右下図）。1～5月の前年同期比20.1%増を底として、緩やかな持ち直し傾向が続いています。業種別にみると、景気対策の進展に伴い、鉄道向け投資がプラス転換したことが注目されます。実質小売売上高でも、前年同月の伸び率は年央以降総じて上向いています。

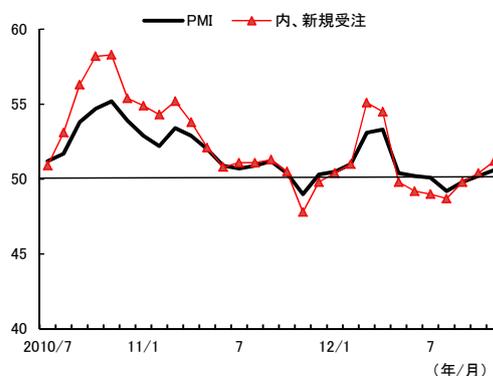
ただし、外需の回復の足取りは不安定です。11月の輸出は前年同月比2.9%増と、3カ月ぶりの低い伸びでした。対EUでのマイナス幅拡大、対日米での前年割れなど、先進国市場向けが伸び悩みをもたらした主因です。世界経済の緩やかな回復が今後期待される一方、中国輸出入商品交易会における輸出成約額の減少なども踏まえると、輸出の大幅な増加は当面見込みにくいと思われます。

### ■景気回復と構造調整の両方を重視した経済運営へ

景気底打ちの動きは、指導部の経済情勢認識にも変化をもたらしています。12月4日に開催された共産党中央政治局会議では、さまざまな困難や問題点を軽視すべきではないとしながらも、「経済は安定に向かい、肯定的な要因が増えている」との見解が示されました。さらに、同会議は「経済の持続的で健全な発展」を2013年の経済運営における最重要方針と指摘しています。2008年末以降、胡錦濤政権下で翌年の方針を掲げる際には、「安定的で比較的速い経済発展」という文言が盛り込まれていました。このスローガンに比べて、「持続的で健全な発展」は、高成長に固執しない姿勢を色濃く反映した表現といえます。

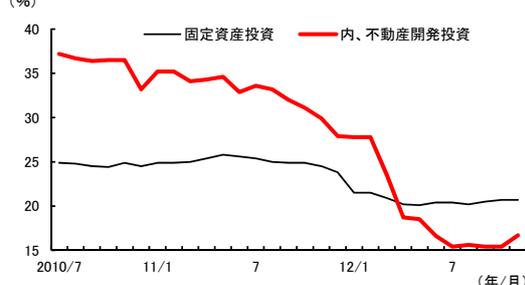
方針実現に向けた取り組みにおいても、①消費の新たな成長スポットの早期育成、②投資の安定的な伸びは促進させる一方、生産能力過剰業種等での投資は抑制、③都市化の推進など、成長持続と構造調整の両立を意識したものが少なくありません。流動的な面は残っているものの、11月の共産党大会で示された方針に比べて改革推進への踏み込んだ言及が多く、習近平新政権の景気回復と構造調整のバランスをとった経済運営への転換意欲は看取できます（12月中旬の中央経済工作会議は、基本的に上記新方針に沿ったものです）。

＜製造業購買担当者指数（PMI）＞



（資料）国家統計局、CEICデータベース

＜固定資産投資の推移＞



（注）1. 年初からの累計額で前年同期と比較。1月は発表されないため、1～2月の伸び率を使用。  
2. 10年末までは都市部のみ。11年からは農村家計を除いたもの。  
（資料）国家統計局

経済トピックス② 中国の個人向け EC ビジネス (3)  
TOPICS ~EC 利用上の障害~

SMBC China Monthly

日本総合研究所 総合研究部門

研究員 森田 渉

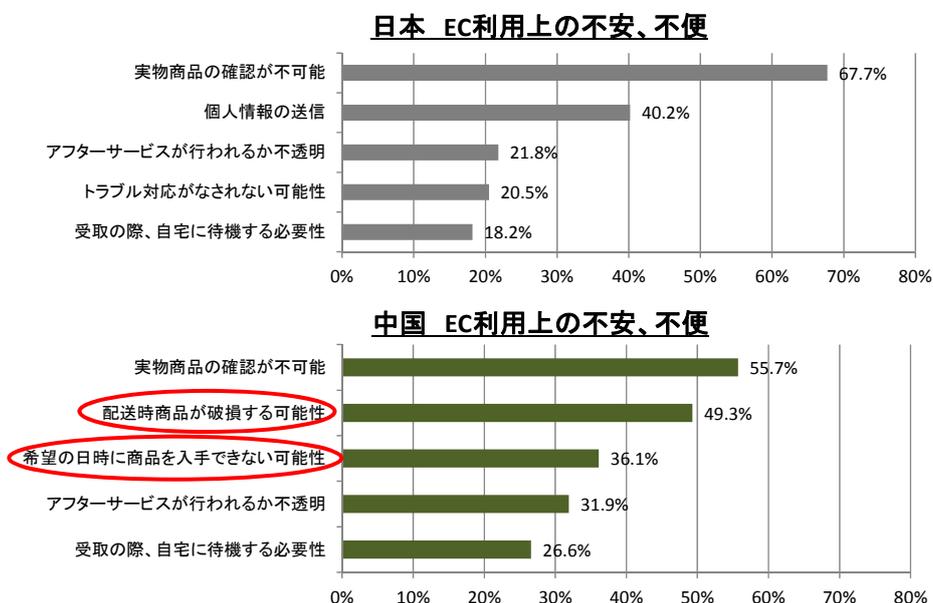
E-mail: morita.wataru@jri.co.jp

今回は、①中国 EC ユーザーが EC を利用する上でどのような点に不安、不便を感じているのか、②現在 EC を利用していない中国の人々が、どのような理由で利用しないのか、といった点を見ていくことで、中国での EC ビジネスを紹介致します。

■EC サイト利用上の不安、不便

図表 1 は、経済産業省「平成 23 年度 我が国情報経済社会における基盤整備（電子商取引に関する市場調査）報告書」を基に、日本および中国の EC ユーザーが抱える利用上の不安、不便のうち、上位 5 項目を整理したものです。

【図表 1】 日本および中国の EC ユーザーの利用上の不安、不便



(注) 日本の調査のサンプル数は 1,946 人、中国の調査のサンプル数は 1,819 人。

(出所) 経済産業省「平成 23 年度我が国情報経済社会における基盤整備（電子商取引に関する市場調査）報告書」（2012 年 2 月）

日本、中国ともに、「実物商品の確認が不可能」、「アフターサービスが行われるかどうか不透明」「受取の際、自宅に待機する必要性」の項目が上位にランクインしています。これらの項目は、国の状況に関わらず、EC ビジネスそのものに対する不安、不便を表していると考えられます。

一方、中国で上位にランクインしている項目としては、「配送時商品が破損する可能性」「希望の日時に商品が入手できない可能性」が挙がっています。このことから、中国では主に商品配送段階において不安、不便が発生していると見て取ることが出来ます。

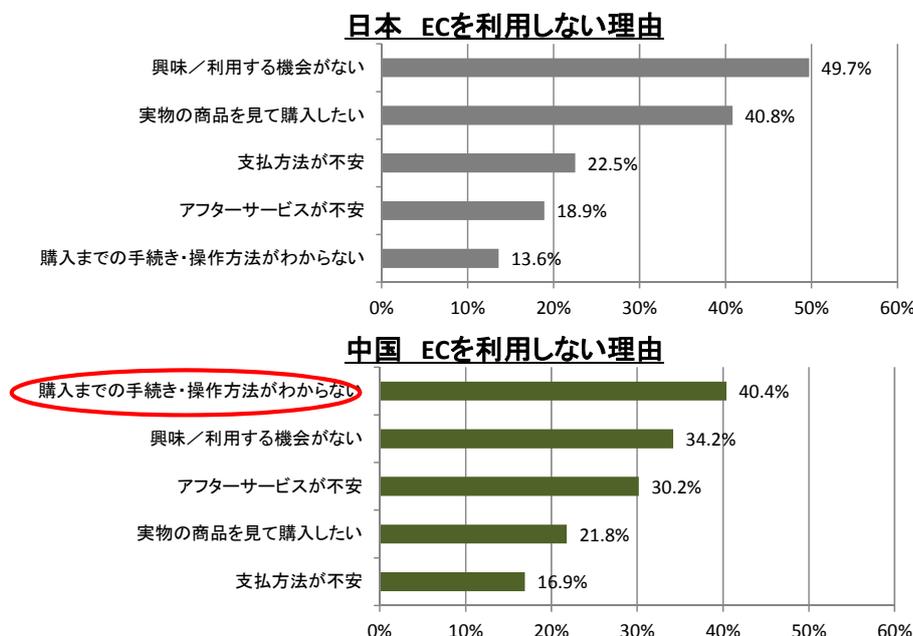
中国において EC ビジネスを実施する際には、顧客が希望する日時に無傷で届けられるような物流の体制を整える必要があります。これによって、商品配送にも安心感を持ってもらうことができ、そのこと自体が EC サイトの魅力になっていく可能性があります。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## ■EC サイトを利用しない理由

図表2は、前述の経済産業省「平成23年度 我が国情報経済社会における基盤整備（電子商取引に関する市場調査）報告書」を基に、日本および中国の非EC利用者がECを利用しない理由のうち、上位5項目を整理したものです。

【図表2】 日本、中国のECを利用しない理由



(注) 日本の調査のサンプル数は169人、中国の調査のサンプル数は225人。

(出所) 経済産業省「平成23年度我が国情報経済社会における基盤整備（電子商取引に関する市場調査）報告書」（2012年2月）

上位にランクインしている5項目は日本と中国で同じですが、その順位が異なります。

中国では、「購入までの手続き・操作方法がわからない」ことが、ECを利用しない理由の第1位となっています。この項目は日本では第5位であり、インターネット普及が進んでいる日本ではユーザーにEC利用の経験が蓄積されていることから、多少複雑な購入手続き・操作であっても対応できる実態があるのだと考えられます。一方、EC利用の経験に個人差があると想定される中国市場においては、購入手続き・操作がなるべく明快になるようにユーザーインターフェースを作り込むことが重要でしょう。このこと自体がECサイトの魅力となり、現在はECを利用していないような新規顧客層を開拓できる可能性があります。

中国では既に大量のユーザーを抱える巨大なECサイトが存在しています。こうした環境を考慮すると、今回見てきたような、ユーザーの顕在的、潜在的な不安、不便を的確に捉え、それらを解消し、そして、使いやすさや安心等の価値を顧客に理解してもらうことが重要になってくると考えられます。

**経済ピックス③** 中国における製紙業界の現況と  
TOPICS 今後の見通し

SMBC China Monthly

三井住友銀行(中国)企業調査部

アナリスト 韓 昱達

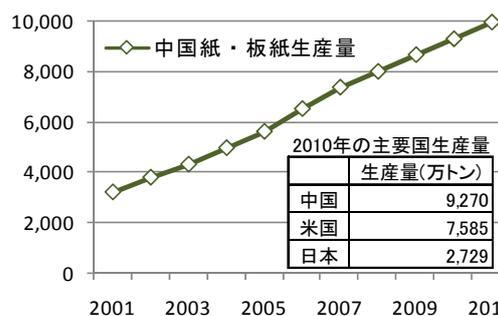
E-mail: yuda\_han@cn.smbc.co.jp

■中国製紙業界の概要

- 2001年のWTO加盟を契機とした中国経済の急成長に伴われて、中国における紙・板紙需要が拡大基調を辿ってきた中、中国地場及び外資系製紙メーカーの生産能力増強も急ピッチで進展してきました。この結果、2006年に中国は紙・板紙の純輸出国となったほか、2009年には米国を抜き世界最大の生産国となり、2011年の生産量は9,930万トンと世界全体の約25%を占めています。
- また、これまで中国における紙・板紙の生産は工業生産の拡大に支えられて段ボール原紙や板紙が牽引してきましたが、経済発展等により国民の生活水準が向上する中、ここ数年は各メーカーが印刷用紙等に利用されるコート紙の生産能力を増強してきたほか、今後はティッシュ等の生活用紙の生産量が拡大する見通しです。
- 中国製紙業界の原材料調達をみれば、2011年のパルプの生産量は1,954万トンと世界全体の約1割に止まる上、国内の古紙回収率も先進国対比低いことから、原材料調達の約4割を輸入に依存しています。

(図表1) 中国の紙・板紙の生産量推移

(万トン)



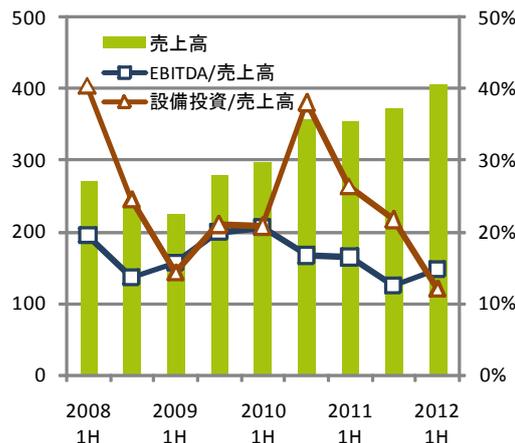
(出所) 中国軽工業出版社：中国造紙年鑑

■中国における紙・板紙業界の現状

- 中国の紙・板紙業界は、乱立する多くの中小製紙メーカーが有害物質の排出量等で既に環境基準を満たさなくなった生産設備を引き続き稼働させている上、地域の雇用を維持したい各地方政府が旧式設備<sup>1</sup>の淘汰に対して消極的なこと<sup>2</sup>、から大手企業への集約化が進展していません。このため、需給や価格動向に応じた生産調整能力に乏しく、需要拡大ペースが鈍化する局面では供給過剰に陥り易い業界構造が課題とされてきました。また、リーマン・ショック後には中央政府の積極的な景気刺激スタンスのもと、製紙業界でも多くの大型設備投資が認可されたことから、生産能力の拡大が加速した経緯があります。

(図表2) 中国大手製紙メーカー(\*)の業績推移  
(\*2011年の生産量上位5社)

(億元)



(出所) 各社アニュアルレポート

<sup>1</sup> 中央政府が淘汰の対象とする生産設備(非木材パルプを原材料とする場合は年間生産量3.4万トン以下等)は11/10月時点で全体の1/3を占める。

<sup>2</sup> 中国製紙業界における生産能力削減は相応のペースで進展しているとされているが(2010年：539万トン、2011年：800万トン、2012年計画：970万トン)、実際には淘汰されたとされている生産設備での生産が続いているケースも少なくないとの指摘もある。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

- 特に各製紙メーカーによる生産能力増強が続いたコート紙では、2010年以降、米国及びEUで中国産コート紙に対しアンチダンピング課税が課された影響で輸出が低迷していることもあり、国内市場は供給過剰に陥り、価格も低迷しています。更に、底堅く推移してきた板紙価格も、2011年下期以降国内需要が伸び悩む中、世界経済の低迷による古紙価格下落等の影響もあり値下がりが続いています。
- こうした中、中国大手製紙メーカーの生産能力増強の動きには一服感がみられるほか、生産量が拡大し増収傾向にあるにもかかわらず足元の利益率はリーマン・ショック後のピーク時対比低水準となっています。

## ■中央政府の政策の方向性

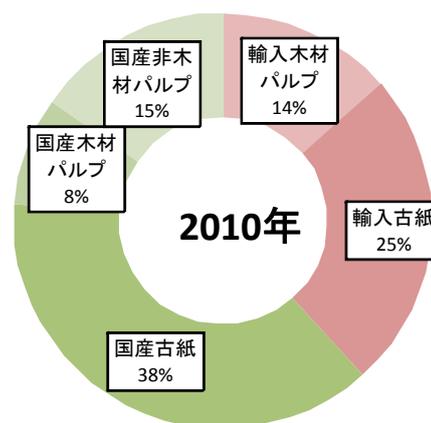
### (1) 旧式生産設備等の淘汰を通じた生産能力の調整

- 2011/10月に国家発展改革委員会等が公表した「造紙工業発展第12次五ヵ年計画」では、2015年までの紙・板紙の生産及び消費の目標成長率は4.6%/年と第11次五ヵ年計画期間の実績値である10.6%/年を下回る緩やかな成長に抑制することが展望されています。これを実現するために、中央政府は非効率な旧式設備の淘汰や国内企業の大企業への集約化等を通じて、生産能力を調整していく方針です。こうした中、中国における紙・板紙の需要は中期的に成長が続くとみられることから、今後は中国における紙・板紙の需給バランスが徐々に改善することを期待する向きもあります。

### (2) 原材料調達構造の改善

- 今後も中国における紙・板紙の生産拡大が続くとみられる中、中央政府は原材料の国際的な需給バランス及び価格変動に各製紙メーカーの損益が左右されるリスクを抑制するため、木材パルプの生産量拡大、及び古紙回収システム整備<sup>3</sup>等により原材料の輸入依存度を維持・低下させていく方針です。また、もともと森林資源の乏しい中国では環境負荷が大きい蘆等を原料とする非木材パルプが使用原材料の15%を占めていますが、中央政府は今後こうした旧式設備の淘汰を進めていく方向性にあります。

(図表3) 中国の製紙原材料調達構造 (2010年)



(出所) 中国軽工業出版社：中国造紙年鑑

## ■中国製紙業界の今後の注目点

- 足元で中国紙・板紙市場が近年の生産能力増強と需要拡大ペースの鈍化等により供給過剰となる中、日本向けの輸出増加といった動きもみられるほか、今後は原材料の自給率向上に伴う木材パルプ輸入量の伸び鈍化や中国大手企業による海外での森林資源確保の動きが活発化することも想定されるなど、世界最大の紙・板紙の生産・消費国である中国の製紙メーカーが海外市場に与える影響は高まっています。
- こうした中、今後は中期的に続くとみられる需要拡大のもと、旧式生産設備の淘汰や生産能力増強の抑制に向けた動きが国内の需給バランスや紙・板紙価格に与える影響のほか、再編等により更なる生産規模拡大が見込まれる大手企業のコスト競争力強化に向けた取組や輸出を含む海外事業戦略等が注目されます。

<sup>3</sup> 2001年に27.5%だった中国の古紙回収比率は2011年に44.6%まで上昇しているものの、未だ先進国対比低水準に止まっている。

## 制度情報 物流業に対する増値税改革の影響

TOPICS

SMBC China Monthly

Mizuno Consultancy Holdings Limited

代表取締役社長 水野 真澄

E-mail: mizuno@mizuno-ch.com

### ■物流業に対する増値税改革の影響

#### 1. 物流業における流通税改革の意義

流通税改革（一部の営業税課税対象項目の増値税課税転換）は、2012年1月1日より上海で開始されましたが、その後、適用対象地域が、北京市（2012年9月1日より）、江蘇省・安徽省（2012年10月1日より）、福建省、広東省（2012年11月1日より）、天津市・浙江省・湖北省（2012年12月1日より）に拡大しています。

流通税改革は納税者の税負担の軽減を謳っている事もあり、原則としては納税者にとって有利な制度改定ですが、必ずしも改革が有利とは言えない業種もあります。この代表例が、物流業です。

物流業に対しては、従来、3%の営業税率が適用されていましたが、流通税改革により、税率が11%と大幅に引き上げられてしまいます（一般納税義務者の場合。小規模納税義務者の場合は3%のまま）。増値税は顧客側で控除・還付の対象となりますが、総合的に税負担の増加する傾向があります。

更に、営業税制度においては、運輸発票制度があり、この発票を使用すれば、顧客側は、増値税の納税額から7%の控除が認められていました。この廃止による税負担の増加もあります。

#### 2. 制度改革の影響

物流業における流通税改革の影響を、取引・納税者区分に応じて解説してみます。

##### (1) 国内取引

国内取引に関する改定前後の状況は以下の通りです。

##### ①一般納税義務者の場合

###### ●改定前

物流会社に対して3%の営業税が課税される。

運輸発票を受けとった顧客企業は、運輸費 × 7%の控除が受けられる。

###### ●改定後

11%の増値税が課税される。

増値税は、顧客が負担する（物流会社が顧客より徴収する）事になるが、顧客は、専用発票を基に、増値税の控除を受ける事ができる。

##### ②小規模納税義務者の場合

###### ●改定前

営業税は、一般納税義務者・小規模納税義務者の区別がないため、①と同じ。

###### ●改定後

3%の増値税が課税される。

増値税は、顧客が負担する（物流会社が顧客より徴収する）事となるが、発票を受け取った顧客企業は、財税[2011]111号付属文書2第22条(4)に基づき、運輸費×7%の控除が受けられる。

##### ③改定の影響

一般納税義務者の場合、税率の大幅な引き上げによる、一時的な税負担の増加が生じます。

増値税は、顧客側で控除・還付の対象になりますので、最終的には負担は解消されますが、従来の運輸発票制度の下で認められていた、特殊な控除（税率が3%であるにも拘らず、顧客は7%を控除できる）が廃止されたため、物流会社・顧客を合算すると、税負担の増加が生じています。

一方、小規模納税義務者に対しては、従来の運輸発票と同じような控除制度が認められています。この為、小規模納税義務者の場合は、従来の営業税課税の際の税負担と同様となり、一般納税義務者に比較して、有利な状況となっています。

## （2）国際取引

国際運輸を行った場合、一般納税義務者であればゼロ税率（仕入増値税の還付）の適用は、小規模納税義務者であれば、免税措置（増値税は課税されないが、仕入増値税の還付もない）の適用が認められる事が、「増値税課税サービスのゼロ税率適用と免税政策の通知（財税[2011]131号）」に定められています。

国際運輸とは、「国際船舶運輸経営許可証」、「（経営範囲に国際運輸を含む）道路運輸営業許可証」、「国際自動車運輸走行許可証」、「（経営範囲に国際航空乗客貨物郵便物運輸業務を含む）公共航空運輸企業経営許可証」を有する一般納税者が、以下のサービスを提供した場合と規定されており、財貨の販売とは異なり、必ずしも輸出取引には限定されていません。

- ・国内から旅客や貨物を輸送して出国させる行為。
- ・国外から旅客や貨物を輸送して入国させる行為。
- ・国外で旅客や貨物を輸送する行為。

国際取引に関する制度改定の影響は、以下の通りです。

### ①一般納税義務者

#### ●改定前

国際物流業は、国内法でも租税条約上でも、免税措置が定められているので、営業税は免税とされていた。

#### ●改定後

国際物流免許を有する物流業者に対しては、仕入税額の還付が認められる。

### ②小規模納税義務者

#### ●改定前

営業税は、一般納税義務者・小規模納税義務者の区別がないため①と同じ。

#### ●改定後

小規模納税義務者に付いては、免税措置が適用される。

### ③改定の影響

国際運輸に関して言えば、一般納税義務者は、仕入増値税の還付を受けられますので、従来よりも有利になります。

一方、小規模納税義務者の場合は免税措置が継続されるので、従来と税負担は変わりません。

一般納税義務者の場合の、増値税還付方式は、「営業税の増値税への課税変更試行地区に

において増値税ゼロ税率を適用する課税サービスの税額控除還付管理弁法・暫定（国家税務総局公告2012年第13号）」に、以下の通り規定されています。

当期ゼロ税率課税サービス免税控除還付税額＝  
 当期ゼロ税率課税サービス免税控除還付税額計算価格（注1）× ゼロ税率サービス還付率（注2）

注1：ゼロ税率対象サービスの提供により取得した全ての収入価格から、非試行納税義務者に対して支払った価格を控除した金額。

注2：現時点では、課税率と還付率は同一と規定されている。

輸出還付制度は、仕入増値税（仮払い増値税）＞販売増値税（仮受増値税）の場合において、両者の差額の範囲内で、上記算式に基づいた金額の還付を認めるものですが、簡単な計算例を下記します。

●還付計算の例

国際物流収入 1,000、試行地域外の物流業者に対する支払額 300、仮受増値税（売上増値税）100、仮払増値税（仕入増値税）300の場合、増値税輸出還付計算は、以下の通り。

- ・免税控除還付税額＝ $(1,000 - 300) \times 11\% = 77$
- ・当期末未控除額＝200  $(300 - 100)$

上記の例において、未控除額（200）＞免税控除還付税額（77）となるため、還付額は77となる。

## 上海現地レポート 中国における外国人の 社会保険制度の現状

REPORT

SMBC China Monthly

上海勤瑞律師事務所 律師 孫毓琦  
弁護士法人キャスト 弁護士 藤田直佑

E-mail: sunyuqi@qinruilaw.com

E-mail: fujita@cast-law.com

### ■はじめに

2012年11月27日に、広州市人的資源及び社会保障局、広州市地方税務局より「本市において就業する外国人の社会保険加入に関する事項に関する通告」が公布されました【1】。同通告は、「中華人民共和国社会保険法」【2】及び「中国国内において就業する外国人の社会保険加入に係る暫定施行弁法」【3】（以下「暫定施行弁法」といいます。）の規定に基づき、社会保険加入対象、保険加入登記、保険料納付標準について定めるものです【4】。

中国においては、「中華人民共和国社会保険法」第97条が「外国人で中国国内において就業するものは、この法律の規定を参照し社会保険に加入する。」と規定し、外国人の社会保険加入が法定義務として打ち出されました。2011年7月1日から同法が施行され、中国国内に所在する日系企業においても日本人駐在員の社会保険についてどう対応すべきか注目されましたが、施行開始当時はまだ手続きや内容等について不明点が多く存在しました。その後、人的資源及び社会保障部から「暫定施行弁法」及び「我が国国内において就業する外国人の社会保険加入業務を適切にすることに関係する問題に関する通知」【5】（以下「人社庁発[2011]113号通知」といいます。）がそれぞれ発布、公布され、外国人の社会保険加入に関する詳細な手続きが明らかにされました。「暫定施行弁法」と同時期に北京市において具体的な手続きについての通知が出された他、2011年末から2012年3月頃にかけて成都市、青島市、蘇州市、無錫市、アモイ市等の一部地域では、これらを受けて外国人の社会保険加入に関する通知等が公布されています。日系企業が多く進出している地域としては、一旦、強制加入の開始を通知しつつこれを延期した遼寧省大連市の他、上海市、広州市においても実施に関する細則が出ていなかったため強制加入とする運用がなされていみせんでしたが、この度、「暫定施行弁法」の施行から1年以上遅れて、広州市が強制加入とする立場を明らかにしたことになります。

本稿では、「中華人民共和国社会保険法」及び「暫定施行弁法」下における外国人の社会保険制度について概観した上で、この度の広州市での通告の内容と共に、日系企業が比較的多い主要都市での取扱いの現状を紹介いたします。

### ■「暫定施行弁法」下における外国人の社会保険制度

#### 1 加入義務者

法に基づき「外国人就業証」、「外国専門家証」及び「外国常駐記者証」等の就業証書な

1 URL（広州市人的資源及び社会保障局ウェブサイト内）：

[http://www.hrsgz.gov.cn/tzgg/gg/201211/t20121127\\_193977.htm](http://www.hrsgz.gov.cn/tzgg/gg/201211/t20121127_193977.htm)

2 2010年10月28日全国人民代表大会常務委員会公布〔中華人民共和国主席令第35号〕、2011年7月1日施行

（参考）URL（中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト内）：

[http://www.gov.cn/flfg/2010-10/28/content\\_1732964.htm](http://www.gov.cn/flfg/2010-10/28/content_1732964.htm)

3 2011年9月6日人的資源及び社会保障部発布〔人的資源及び社会保障部令第16号〕、2011年10月15日施行

（参考）URL（中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト内）：

[http://www.gov.cn/gzdt/2011-09/08/content\\_1943787.htm](http://www.gov.cn/gzdt/2011-09/08/content_1943787.htm)

4 詳細は後述「日系企業が比較的多い主要都市での取扱い」において紹介いたします。

5 2011年12月2日人的資源及び社会保障部公布〔人社庁発[2011]113号〕

らびに外国人居留証書を取得している者、又は、「外国人永久居留証」を保有し中国国内にて適法に就業する非中国国籍の者は、中国で社会保険に加入しなければなりません【6】。

## 2 加入すべき社会保険

上記の加入義務者は、具体的には、従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労働災害保険、失業保険及び出産保険に加入し、雇用単位及び本人が規定に従い社会保険料を納付しなければなりません【7】。

## 3 手続き等

雇用単位は、外国人を招聘雇用する場合には、就業証書の手続をした日から 30 日以内に当該外国人のため社会保険登記の手続をしなければなりません【8】。初めて保険に加入する外国人は、当該本人の有効なパスポート及び「外国人就業証」、「外国専門家証」又は「外国常駐記者証」等の就業証書（中国における永久居留資格を取得している者は「外国人永久居留証」）並びに労働契約又は派遣契約等の証明資料を提供し、雇用単位の保険加入所在地の社保機構において社会保険登記手続をするよう雇用単位に要求しなければなりません【9】。審査確認を経て適格である場合、社保機構が、「外国人社会保障番号編成規則」に基づいて、当該外国人のため社会保障番号を確立し、社会保障カードを発給します【10】。

社会保険に加入する外国人は、条件に適合する場合、法により社会保険待遇を享受します。当該外国人が所定の養老金受領の年齢に達する前に国を離れる場合、当該外国人の社会保険個人口座はこれを保留するものとし、再度中国に来て就業するときは、保険料納付年数を累計して計算することとなり、本人の書面による申請を経て社会保険関係を終了する場合には、当該外国人の社会保険個人口座預入額を一括して引き出すことができます【11】。

## 4 本国における社会保険との関係

中国と社会保険に係る二国間又は多国間合意を締結する国の国籍を有する者が中国国内において就業する場合には、当該人員の社会保険加入の方法は、合意の規定により取り扱うこととなっています【12】。日中間では平成 23 年 10 月から社会保障協定締結に向けた政府間協議が行われていますが【13】、本稿執筆時点ではまだ締結に至っておらず、締結時期についてもいまだ見通しが立っていません。日中政府間の交渉が完了し、協定が締結・発効されるまでは、中国において就業する日本人で日本においても社会保険に加入している者は、二重加入の状態を余儀なくされることになります。

## 5 社会保険に加入しない場合の罰則等

雇用単位又は国内の業務単位が招聘雇用する外国人のため法どおりに社会保険登記の手続をせず、又は法どおりに当該外国人のため社会保険料を納付しない場合には、「中華人民

6 「暫定施行弁法」第 2 条、第 3 条参照

7 「暫定施行弁法」第 3 条参照

8 「暫定施行弁法」第 4 条参照

9 「人社庁発[2011]113 号通知」2 参照

10 「人社庁発[2011]113 号通知」2 参照

11 「暫定施行弁法」第 5 条参照

12 「暫定施行弁法」第 9 条参照

13 参考：厚生労働省ウェブサイト内「海外で働かれている皆様へ（社会保障協定）」

URL：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

共和国社会保険法」及び「労働保障監察条例」【14】等の法律、行政法規及び関係規則の規定に従い処理するとされています【15】。具体的には、雇用単位が社会保険登記手続きをしない場合には、社会保険行政部門が期間を限り是正するよう命じ、更に、期限を徒過して是正しない場合には、雇用単位に対し納付すべき社会保険料金額の相当額以上3倍以下の罰金を科し、当該雇用単位の直接に責任を負う主管人員その他の直接責任人員に対し500元以上3000元以下の罰金を科すこととされています【16】。

## ■日系企業が比較的多い主要都市での取扱い

### 1 北京市での取扱い

北京市では、「暫定施行弁法」が施行された2011年10月15日に先駆けて、同年10月11日に「当市において就業する外国人の社会保険加入に関する業務の操作の問題に関する通知」【17】が公布され、「暫定施行弁法」と同じく15日から施行されています。当該通知は、「暫定施行弁法」を前提として、社会保険の加入手続きについて、比較的具体的に規定しています【18】。

### 2 蘇州市での取扱い

蘇州市では、2012年1月18日「当市において就業する外国人の社会保険加入業務を適切にすることに関する通知」【19】が公布されています。同通知は、加入条件を満たす外国人は、2011年10月15日から加入することとし、遅れて加入した者についての追加納付について規定しています。この通知により、従前の蘇州市労働及び社会保障局の「外国人、華僑及び台湾・香港・マカオ人員の社会保険加入に関する問題に関する通知」【20】は廃止されました。

14 2004年11月1日国务院公布〔国务院令第423号〕、同年12月1日施行  
(参考) URL (中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト内):

[http://www.gov.cn/banshi/2005-08/05/content\\_20619.htm](http://www.gov.cn/banshi/2005-08/05/content_20619.htm)

15 「暫定施行弁法」第11条参照

16 「中華人民共和国社会保険法」第84条参照

なお、「労働保障監察条例」第27条は、「雇用単位が社会保険取扱機構に対し納付すべき社会保険料の金額を申告する際に、賃金総額又は従業員数を虚偽報告した場合には、労働保障行政部門が是正を命じ、かつ、虚偽報告に係る賃金額の相当額以上3倍以下の罰金を科する」としています。

17 2011年10月11日北京市社会保険基金管理中心發布〔京社保発[2011]55号〕、同月15日施行

18 例えば、同通知の「4」が、雇用単位が所在地の社保取扱(代理)機構において外国人保険加入登記手続きをする際に携帯すべき資料((1)本人のパスポート、(2)外国人就業証、外国専門家証又は外国常駐記者証、(3)外国人居留証書、(4)「北京市社会保険個人情報登記表」(一式3通、かつ、押印する。)、(5)「北京市社会保険の保険加入人員追加表」(一式2通、かつ、押印する。)、(6)本人の写真(本人の直近の1寸、無帽、カラー、白背景かつ現像した写真、2枚)、(7)その他の関連する証明資料(更に、「北京市海外高レベル人材業務居住証」を所持する外国人及び「外国人永久居留証」を所持する外国人の保険加入登記については、上記(1)、(4)、(5)及び(6)号の資料を提供するのみで足る))について規定しているなど、非常に細かい内容を定めるものです。

19 2012年1月18日江蘇省蘇州市人的資源及び社会保障局公布(蘇人保規[2012]1号)、同日施行

20 2005年6月14日江蘇省蘇州市労働及び社会保障部公布(蘇勞社險[2005]13号)

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

### 3 広州市の取扱い

広州市では、本稿冒頭で紹介した「当市において就業する外国人の社会保険加入に関する事項に関する通告」により、外国人の社会保険の強制加入が開始されました。

具体的には、①広州市において規定により就業手続をしており、かつ、広州市の雇用単位と労働関係を確立している外国人が「暫定施行弁法」の規定に従い広州市の社会保険に加入しなければならないこと（社会保険加入対象）、②同通告前に外国人と労働関係を確立し保険に加入していない雇用単位は同通告の日から 30 日以内に地稅部門において社会保険の保険加入登記手続をしなければならないこと、同通告の後に外国人と労働関係を確立する雇用単位は、所定の時間に従い、地稅部門において社会保険の保険加入登記手続をしなければならないこと（保険加入登記）、③広州市において就業する外国人の社会保険加入に係る保険料納付標準は各保険種類の関連規定に従い執行すること（保険料納付標準）を定めています。

同通告は、「暫定施行弁法」が施行された 2011 年 10 月 15 日から 1 年以上経過して公布されたこともあってか、2011 年 10 月 15 日を加入すべき時期とする規定や、一定の時期以降の追加納付について定めた規定は設けられていません。この点で、2012 年 1 月 18 日に公布されつつ、2011 年 10 月 15 日に加入すべきとし、追加納付について規定している蘇州市の通知とは異なっています。

### 4 上海市での取扱い

以上のとおり、人的資源及び社会保障部から「暫定施行弁法」及び「人社部発[2011]113号通知」がそれぞれ発布、公布されたことを受けて、各地で外国人の社会保険加入に関する通知等が公布される中、上海市では依然として外国人の社会保険を強制加入とする体制が進んでいません。

上海市人的資源及び社会保障局が 2011 年 6 月 28 日に発表したところによれば、同市は外国人の社会保険について次のような立場を取っています【21】。

- ① 現在、中国では外国人の社会保険に関する具体的な加入方法を検討しており、上海市では中央政府の規定に基づき整備された制度を更に検討する
- ② 中央政府からの具体的な手続きが発表されるまでは、上海市では、「上海において勤務する外国籍人員、国外永久（長期）居留権を取得している人員及び台湾・香港・マカオ居住者が都市・鎮従業員社会保険に加入することに係る若干の問題に関する上海市人的資源及び社会保障局の通知」【22】の規定を引き続き適用する
- ③ 上海市の都市・鎮基本養老保険に加入している事業所と雇用関係を締結し、さらに、「外国専門家証」、「上海市居住証」B 証、「外国人就業証」、「台湾・香港・マカオ人員就業証」及び「国外定住人員在上海就業審査承認証」等の証明書を有する外国籍、国外永久（長期）居留権を取得している人員及び台湾・香港・マカオ居住者が、上海で勤務する場合、関連規定に基づき上海市の都市・鎮従業員養老保険、基本医療保険、労災保険に加入することができる。
- ④ 中央政府から関連規定が公布された後、再度調整を行う。

<sup>21</sup> 上海市人的資源及び社会保障局ウェブサイト内「当市の外来業務従事人員及び郊外区雇用単位業務従事人員の都市・鎮従業員社会保険の納入」（仮訳）

（参考）URL：

[http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xwzx/zxdt/201106/t20110628\\_1131171.shtml](http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xwzx/zxdt/201106/t20110628_1131171.shtml)

<sup>22</sup> 2009 年 10 月 10 日上海市人的資源及び社会保障局公布〔滬人社養発[2009]38 号〕

（参考）URL（上海市人的資源及び社会保障局ウェブサイト内）：

[http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/gfxwj/200911/t20091120\\_1103067.shtml](http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/gfxwj/200911/t20091120_1103067.shtml)

上記の「上海において勤務する外国籍人員、国外永久（長期）居留権を取得している人員及び台湾・香港・マカオ居住者が都市・鎮従業員社会保険に加入することに係る若干の問題に関する上海市人的資源及び社会保障局の通知」では関連規定に従って上海市の都市・鎮従業員基本養老保険、基本医療保険及び労災保険【23】に同時に加入し、かつ、労働（招聘雇用）契約においてこれを約定することができる旨が規定されており【24】、したがって上海市では、外国人の社会保険の加入を労使間の協議に委ね、強制しない立場を取っていると評価することができます。

この度の広州市人的資源及び社会保障局、広州市地方税務局の通告により、上海市と同じく日系企業が多く進出する広州市でも、外国人の社会保険料の加入強制の体制がとられたこととなりますが、詳細は不明なもの上海市でも強制加入に向けての動きがあるといわれる中、今後、上海市の立場がどのように変化するか、なお注目されます【25】。

23 参考：「上海市小都市・鎮社会保険暫定施行弁法」の印刷発布に関する上海市人民政府の通知」（2003 年 10 月 18 日発布〔滬府発〔2003〕65 号〕、同月 20 日施行）

（参考）URL（上海市人民政府ウェブサイト内）：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node3124/node3125/node3131/userobject6ai1206.html>

（参考）URL（上海市人的資源及び社会保障局ウェブサイト内）：

[http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/szfgz/200709/t20070921\\_1029988.shtml](http://www.12333sh.gov.cn/07zcfg/szfgz/200709/t20070921_1029988.shtml)

なお、同通知は『上海市小都市・鎮社会保険暫定施行弁法』の印刷発布に関する上海市人民政府の通知』等 2 つの規範性文書の有効期間の延長に関する上海市人民政府の通知」（2012 年 10 月 26 日発布〔滬府発〔2012〕95 号〕）により、有効期間を 2014 年 9 月 30 日までに延長する旨が通知されている。

（参考）URL（上海市人民政府ウェブサイト内及びび）：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai33883.html>

24 「上海において勤務する外国籍人員、国外永久（長期）居留権を取得している人員及び台湾・香港・マカオ居住者が都市・鎮従業員社会保険に加入することに係る若干の問題に関する上海市人的資源及び社会保障局の通知」 1 参照

25 なお、「中華人民共和国社会保険法」施行後における上海市における社会保険の取扱い（各保険の納付基数及び納付比率等）については、SMBC China Monthly 第 75 号（2011 年 9 月）「上海市における 2011 年 7 月 1 日以降の社会保険の取扱いについて」をご参照ください。

（参考）URL（三井住友銀行ウェブサイト内「中国関連レポート China Monthly」）：

[http://www.smbc.co.jp/hojin/international/pdf/CM201109\\_07.pdf](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/pdf/CM201109_07.pdf)

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

**マクロ経済レポート**  
REPORT  
中国経済展望  
SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部  
研究員 関 辰一  
E-mail: seki.shinichi@jri.co.jp

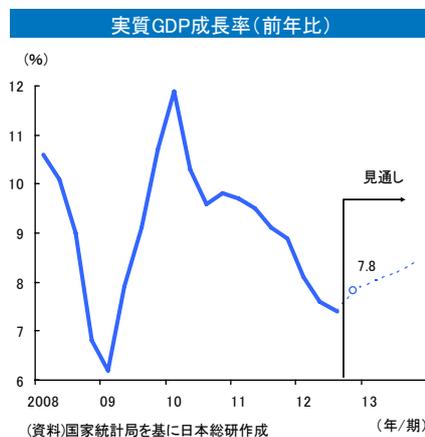
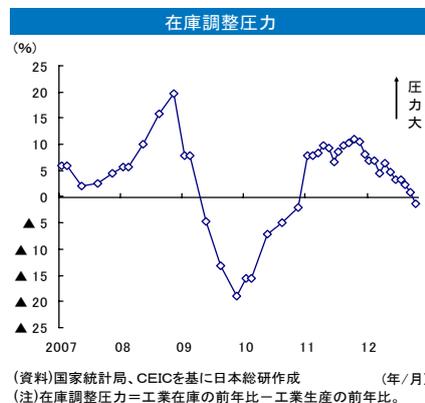
■中国経済概説(2013年1月)

(1) 現状

- ① 2012年7～9月期の実質GDP成長率は前年同期比7.4%まで低下。この背景には、2011年半ばまでの金融引き締め政策、国内住宅市場の調整、欧州債務問題の3点が指摘可能。
- ② 景気減速が想定よりも急ピッチであったことから、5月以降、政府は金融緩和や公共投資の拡大など即効性のある景気対策に重点をシフト。
- ③ 一連の景気対策に加え、在庫調整が進んだことにより、9月以降の主要月次統計は持ち直し。

(2) 展望

- ① 景気対策に支えられて、10～12月期から持ち直す見込み。鉄道など公共投資が拡大を続けるほか、窓口指導の緩和や政策金利の引き下げの効果が一段と顕在化することにより、低迷している民間設備投資が回復へ。
- ② もっとも、成長率(2001～2011年の年平均10.4%)は2012年が7.7%、2013年が8.2%にとどまると予想。GDPの5割を占める固定資産投資は、政府の投資抑制策を背景に、前年比20～25%という低めの伸びとなる公算大。過剰生産能力が問題となっている製造業の設備投資が抑制される見通し。
- ③ 中央政府は、中期的に投資主導から消費主導の経済構造への転換を図っていく方針で、固定資産投資の景気けん引力は次第に低下する見通し。2012年は、予想外の景気減速に直面したため、構造調整の優先度を引き下げ、景気重視にシフトしたものの、景気の持ち直しが確認される2013年には、投資抑制策の優先度が再び引き上げられ、景気と構造調整のバランス重視に転換する見込み。
- ④ 他方、不動産市場の再過熱に留意が必要。11月の住宅販売は前月比11.7%と急増し、主要70都市の新築住宅価格は同0.3%上昇。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

■輸出入

【輸出】

(1) 現状

輸出は増加基調に復帰。10月のASEAN向けは過去最高水準。米国向けも7月を底にやや持ち直し。他方、EU向けは欧州債務問題の影響を受けて、依然減少傾向。

(2) 展望

① 増加基調を維持する公算大。米国向けは、米国住宅価格の上昇や雇用情勢の改善が個人消費を下支えするなか、増加基調が続く見通し。BRIS向けは、資源価格の底入れによる新興国の景気回復を背景に、増加傾向で推移する見込み。実際、輸出向け製造業PMI新規受注指数は足許で持ち直し。

② ただし、増加ペースは緩やかなものになる見通し。欧州債務問題は長期化し、輸出の重石となり続ける見込み。加えて、米国やBRISでは緩やかな景気拡大にとどまる可能性が高い点も勘案すると、輸出に2012年前半のような力強い拡大を期待するのは困難。

【輸入】

(1) 現状

輸入は横ばいで推移。もともと、地域別にみると、資源国と日本からの輸入は減少基調が続いているのに対し、NIESやASEANからの輸入は持ち直し。

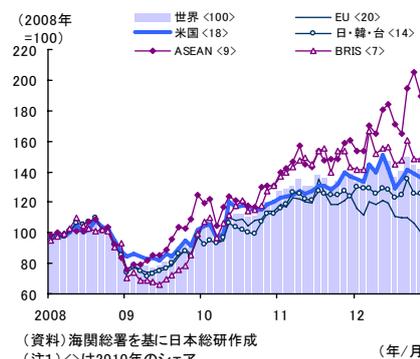
(2) 展望

資源国からの輸入は、非鉄金属などの素材類の在庫調整圧力が依然残っているため、伸び悩む見通し。他方、アジア地域や欧米からの輸入は、機械・部品類の在庫調整が進んでいるため、緩やかに増加する見込み。日本からの輸入は、中国の日本車販売の回復に伴い、減少に歯止めがかかる公算大。

【対中直接投資】

1～11月の対中直接投資は内外景気の減速と元高を背景に前年同期比▲3.6%の減少。

地域別輸出額(季調値)



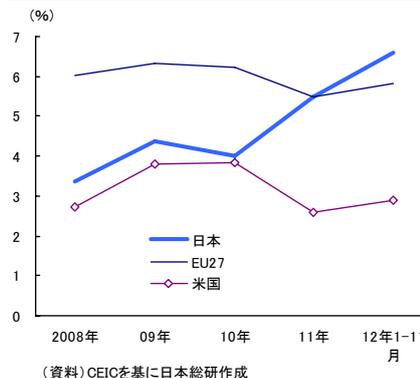
製造業PMI新規受注指数



地域別輸入額(季調値)



国別対中直接投資のシェア



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## ■固定資産投資

### (1) 現状

① 固定資産投資は2012年入り後に急減速。主因は企業収益の悪化を背景とした民間設備投資の増勢鈍化。資金原資別の内訳をみると、固定資産投資の3分の2を占める自己資金による投資の伸び率が、2012年入り後に低下。これは内部留保を原資とした民間企業の設備投資が中心。製造業の利益総額が前年割れとなるなど、民間企業の収益は悪化。売上高伸び率が内外需要の減速を受けて低下する一方、人件費は人手不足により高い伸びを維持したため、利益率が低下したことが背景。

② 足許では、金融緩和と公共投資の拡大により、固定資産投資の伸び率は9月以降小幅に持ち直し。

③ 資金原資別にみると、銀行融資による投資は、窓口指導の緩和や利下げを受けて、増加ペースが加速。金融危機後に年率5割増で拡大した国家予算による投資は、2011年に1割増に減速したものの、2012年1～11月には前年比31.1%増となるなど、公共投資は大幅に拡大。他方、シェアの大きい自己資金による固定資産投資は同21.6%増と回復に遅れ。

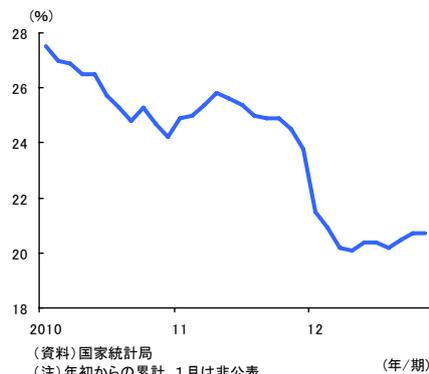
### (2) 展望

① 公共投資は一段と拡大する見通し。整備の余地が大きい鉄道や高速道路を中心に投資拡大。9月初めに認可を得た1兆元の投資プロジェクトについては、金融機関が資金の大半を準備する公算大。

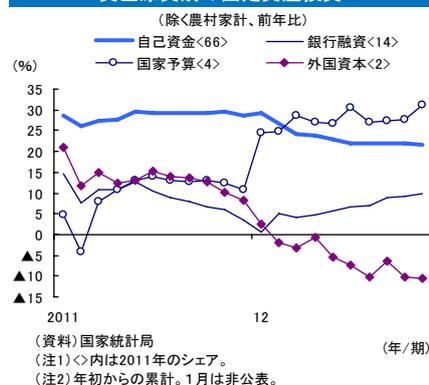
② 加えて、窓口指導の拡大や6、7月の政策金利の引き下げの効果が一段と顕在化することにより、固定資産投資は緩やかに回復する見通し。

③ もっとも、2013年の固定資産投資は政府の投資抑制策を背景に、前年比20～25%という低めの伸びとなる公算大。

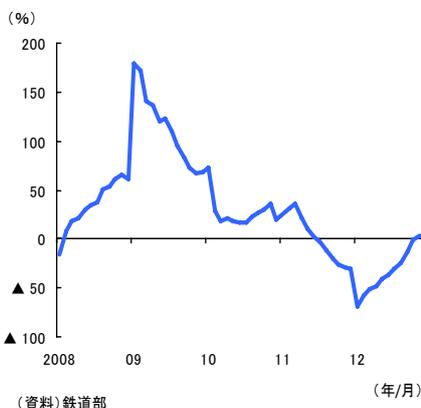
固定資産投資(除く農林家計、前年比)



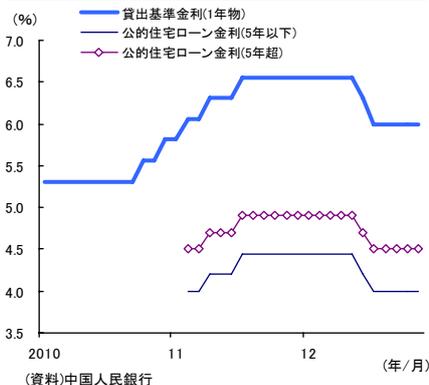
資金原資別の固定資産投資



鉄道投資(年初累計、前年比)



貸出基準金利と公的住宅ローン金利



■個人消費

【個人消費】

(1) 現状

① 実質小売売上高は持ち直し。これまでは、住宅市場の調整を主因に、ぜいたく品である娯楽関連や自動車、家電販売が伸び悩み。足許では、住宅市場に回復がみられ、娯楽用品や家電販売が持ち直し。

② 利下げや地方政府の不動産抑制策の緩和を背景に、住宅市場は回復傾向。

(2) 展望

① 個人消費は良好な雇用・所得環境が続くなか、住宅市場の回復に伴い、高い伸びとなる見通し。

② ただし、11月の住宅販売の急増は住宅市場が過熱化する可能性を示唆。この状況が続くようであれば、新たな抑制策が打ち出される可能性。

【雇用・所得環境】

(1) 現状

求人倍率は内陸部の労働需要拡大を背景に、2011年入り以降1倍以上を維持。他方、平均賃金の伸び率は低下。

(2) 展望

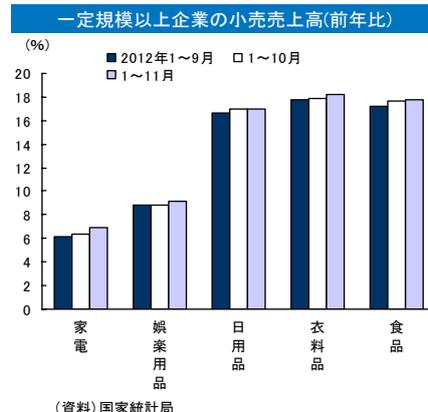
良好な雇用情勢が続く見込み。とりわけ、内陸部の求人数は民間企業の内陸部進出により一段と増える公算大。

【消費促進策】

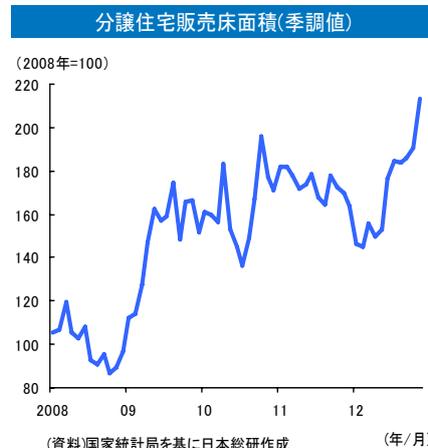
政府は、2012年5月に省エネ家電、省エネ照明、小型車、省エネモーター向けの補助金制度を公表。6月には、省エネ車減税制度の拡張と自動車買い替えを促進する「自動車旧換新」制度の再導入を発表。7月には、第8段の省エネ自動車リストを公開。11月、2020年の都市部と農村部の1人当たり所得を2010年比でそれぞれ倍増させるとの目標を発表。



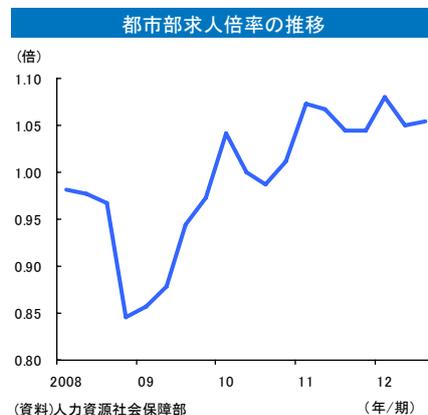
(資料) 国家統計局を基に日本総研作成  
(注) 2010年から地域区分等の変更あり。CPI上昇率で実質化。



(資料) 国家統計局



(資料) 国家統計局を基に日本総研作成



(資料) 人力資源社会保障部

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

■物価、不動産価格、マーケット動向

【物価】

(1) 現状

- ① 2011年7月をピークに低下し続けてきたCPI上昇率は、2012年半ば以降横ばいで推移。11月は前年同月比2.0%と10月からやや上昇。価格変動の大きい生鮮野菜が急騰したことに加え、豚肉価格が上昇トレンド入り。
- ② 下落傾向にあった工業生産者出荷価格に底打ちの兆し。11月は前年同月比▲2.2%と10月から0.6%ポイント上昇。

(2) 展望

- ① CPI上昇率は横ばいで推移する見通し。これまでの景気減速を反映し、当面の物価上昇圧力は限定的。
- ② インフレ圧力は2013年春以降に高まると予想。景気回復による影響がラグを置いて顕在化すると同時に、豚肉価格が供給不足により上昇基調を続ける見通し。

【不動産価格】

不動産市場は回復傾向。11月、新築分譲住宅販売価格が前月比上昇したのは70都市のうち53都市。この背景は利下げと地方政府による不動産価格抑制策の緩和。不動産バブルの様相を呈していない中小都市では、地方政府が投資抑制策を緩和し、中央政府もそれを一部容認。

【人民元レート】

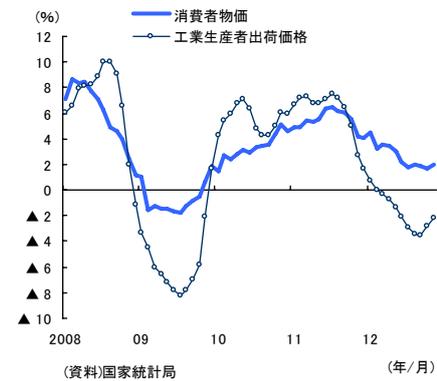
(1) 現状

12月17日時点で、1米ドル＝6.235元。11月末に対して0.1%人民元安の水準。前年同月末比0.9%増価。

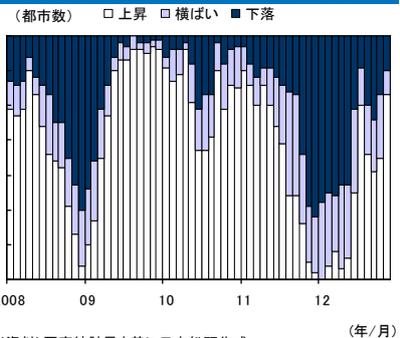
(2) 展望

今後、人民元レートは横ばいで推移すると予想。欧州債問題が長期化する可能性が高いことを踏まえると、政府は何らかの支援策を講じる見通し。

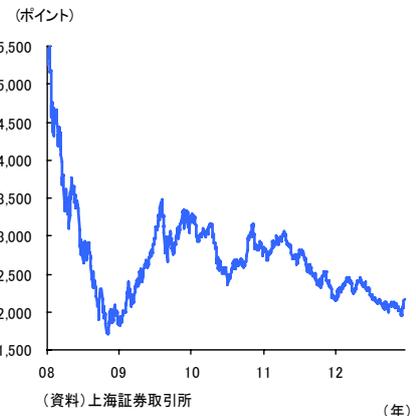
CPIとPPI(前年比)



新築分譲住宅販売価格の騰落別都市数



上海総合株価指数



人民元レート



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

# CNY - 中国人民元

2013年の人民元相場、小幅下落の可能性も

## 為替相場・政策金利予測

	為替相場								政策金利						
	1USD=CNY		100JPY=CNY			1CNY=JPY			1年物貸出基準金利						
	Jan-04		6.2303		-		7.1099		-		14.07		-		6.00%
	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q		Quarterly Range		E of Q		Quarterly Range		End of Quarter		
	SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	Bloomberg			
13Q1	6.2500	6.2100	6.2300	6.3170	7.1350	6.9710	7.5200	14.00	13.30	14.30	6.00%	6.00%			
13Q2	6.2700	6.1800	6.2500	6.3370	7.0770	6.9150	7.4590	14.10	13.40	14.40	6.00%	6.00%			
13Q3	6.3000	6.1500	6.2070	6.3670	7.0630	6.9010	7.4440	14.20	13.50	14.50	6.25%	6.00%			
13Q4	6.2700	6.1200	6.2500	6.3370	6.9820	6.8220	7.3590	14.30	13.60	14.60	6.50%	6.00%			
14Q1	6.2900	-	6.2700	6.3570	6.9500	6.7910	7.3250	14.40	13.60	14.70	6.75%	6.25%			
14Q2	6.3100	-	6.2900	6.3770	6.9650	6.8050	7.3410	14.40	13.60	14.70	6.75%	-			

「Bloomberg」ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」SMBCシンガポールによるトレンド予測

Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

## 相場動向

USD/CNY-日足



J F M A M J J A S O N D J F M A M J J A S O N D

Sources: Bloomberg, CFETS

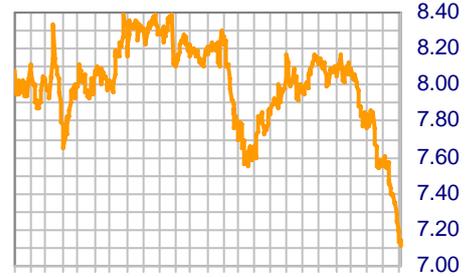
USD/CNY-週足



01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12

Sources: Bloomberg

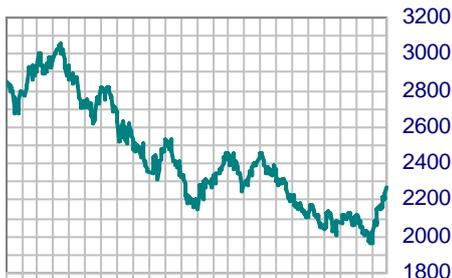
JPY/CNY (100JPY=CNY)-日足



J F M A M J J A S O N D J F M A M J J A S O N D

Sources: Bloomberg

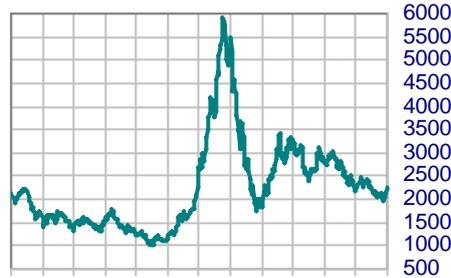
上海総合指数-日足



J F M A M J J A S O N D J F M A M J J A S O N D

Sources: Bloomberg

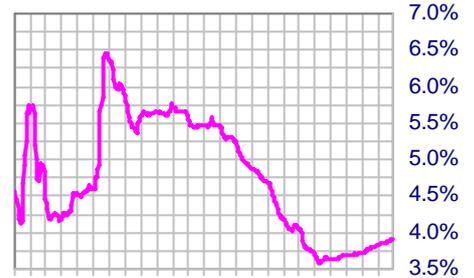
上海総合指数-週足



01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12

Sources: Bloomberg

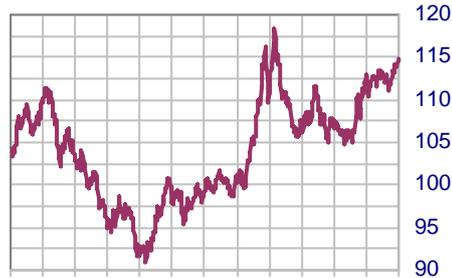
3ヵ月物SHIBOR-日足



J F M A M J J A S O N D J F M A M J J A S O N D

Sources: Bloomberg

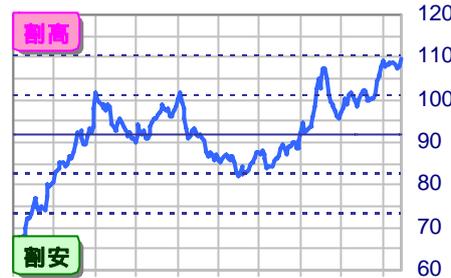
CNY名目実効為替相場-週足



01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12

Sources: Bloomberg

CNY実質実効為替相場-月足



94 96 98 00 02 04 06 08 10 12

Sources: Bloomberg

## コメント

2012年の人民元対米ドル相場は1.02%の上昇を記録、2011年の4.70%、2010年の3.60%と比べると上昇ペースはかなり鈍化した。中国の経常収支対GDP比率は2007年に10.1%でピークをつけた後、速いペースで低下しており、国際通貨基金(IMF)は2012年は2.3%、2013年は2.5%となると予想している。外貨準備高は2011年央から3.2~3.3兆ドルの水準で横這いとなっており、国際収支フローから来る人民元への上昇圧力は相当程度低下したと言える。筆者は通年で人民元の小幅下落を予想。なお、人民元相場の日中許容変動幅は近いうちに現状の±1%から拡大されると見られる。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

# TWD - 台湾ドル

台湾ドルへの上昇圧力、2013年は緩和する方向か

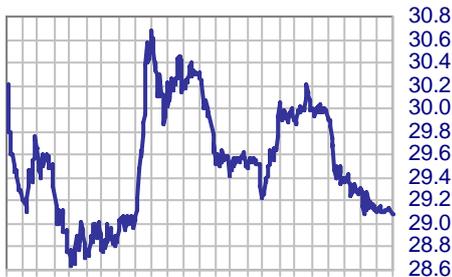
## 為替相場・政策金利予測

Jan-04	為替相場									政策金利		
	1USD=TWD			100JPY=TWD			1TWD=JPY			公定歩合		
	29.09		-	33.07		-	3.0220		-	1.875%		
	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		End of Quarter	
	SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	Bloomberg
13Q1	29.60	29.00	28.80	30.20	33.80	32.90	35.80	2.9590	2.7920	3.0410	1.875%	1.875%
13Q2	29.80	28.90	29.40	30.40	33.60	32.70	35.60	2.9730	2.8050	3.0560	1.875%	1.875%
13Q3	30.10	28.70	29.70	30.70	33.70	32.80	35.70	2.9630	2.7960	3.0450	2.000%	1.875%
13Q4	29.80	28.60	29.40	30.40	33.20	32.30	35.20	3.0130	2.8430	3.0970	2.125%	1.875%
14Q1	30.00	-	29.60	30.60	33.10	32.20	35.10	3.0170	2.8470	3.1010	2.250%	2.063%
14Q2	30.20	-	29.80	30.80	33.30	32.40	35.30	3.0000	2.8310	3.0840	2.250%	-

「Bloomberg」ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」SMBCシンガポールによるトレンド予測  
Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

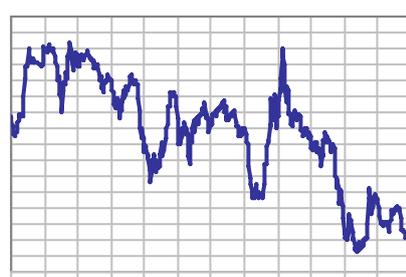
## 相場動向

USD/TWD-日足



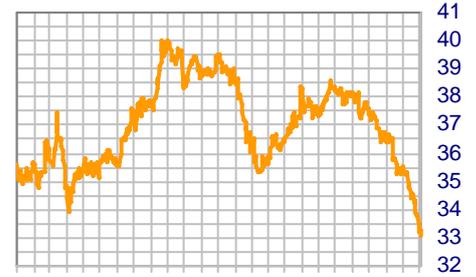
J F M A M J J A S O N D J F M A M J J A S O N D J  
Sources: Bloomberg, Taipei Forex Inc.

USD/TWD-週足



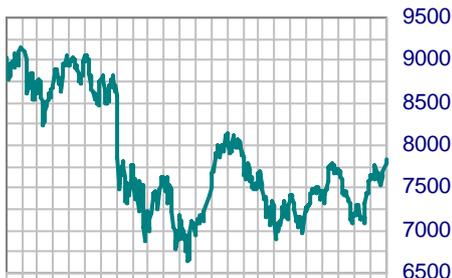
01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12  
Sources: Bloomberg

JPY/TWD (100JPY=TWD)-日足



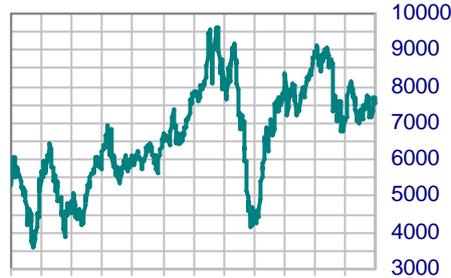
J F M A M J J A S O N D J F M A M J J A S O N D J  
Sources: Bloomberg

加権指数-日足



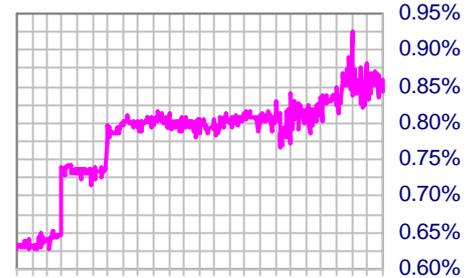
J F M A M J J A S O N D J F M A M J J A S O N D J  
Sources: Bloomberg

加権指数-週足



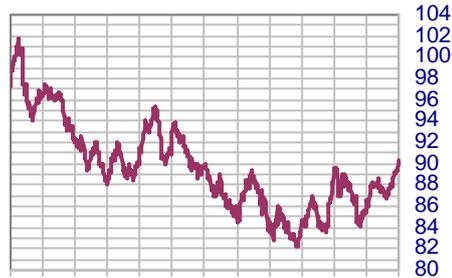
01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12  
Sources: Bloomberg

3ヵ月物流通CP利回り-日足



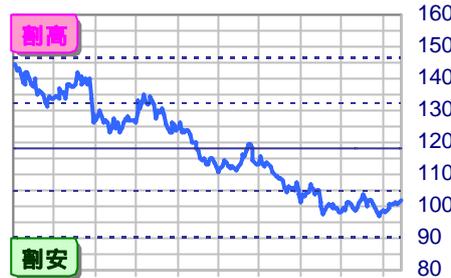
J F M A M J J A S O N D J F M A M J J A S O N D J  
Sources: Bloomberg

TWD名目実効為替相場-週足



01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12  
Sources: Bloomberg

TWD実質実効為替相場-月足



94 96 98 00 02 04 06 08 10 12  
Sources: Bloomberg

## コメント

2012年の台湾ドル対米ドル相場は3.96%の上昇を記録、アジア大洋州地域主要通貨の騰落率ランキングで4位につけた。11月末時点での外貨準備高は前年末比154億米ドル増で、2011年通年の35億米ドル増からほぼ4倍となったが、2010年通年の338億米ドル増、2009年通年の565億米ドル増と比べると大分小さくなっており、国際収支フローから生じる台湾ドル高圧力は相当程度減じたと言って良さそうだ。筆者は2013年、特に上半期に米ドルが緩やかながら全般的に強含む展開を予想しており、この流れの中では台湾ドルにも下落圧力が掛かる。通年では2.6%の下落を予想。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

# HKD - 香港ドル

香港ドルのペッグ制度、2013年も堅持

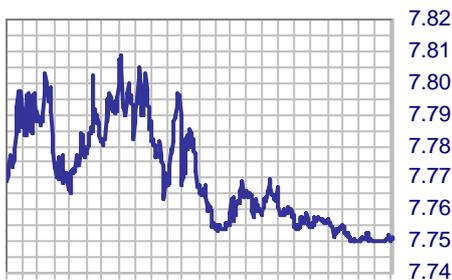
## 為替相場・政策金利予測

Jan-04	為替相場									政策金利		
	1USD=HKD			100JPY=HKD			1HKD=JPY			HKMA基準金利		
	7.7513		-	8.8424		-	11.31		-	0.50%		
	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		End of Quarter	
	SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	Bloomberg
13Q1	7.8000	7.7600	7.7500	7.8500	8.9040	8.6780	9.3280	11.20	10.70	11.50	0.50%	-
13Q2	7.8000	7.7600	7.7500	7.8500	8.8040	8.5800	9.2230	11.40	10.90	11.70	0.50%	-
13Q3	7.8000	7.7600	7.7500	7.8500	8.7440	8.5220	9.1600	11.40	10.90	11.70	0.50%	-
13Q4	7.8000	7.7600	7.7500	7.8500	8.6860	8.4650	9.0990	11.50	11.00	11.80	0.50%	-
14Q1	7.8000	-	7.7500	7.8500	8.6190	8.4000	9.0290	11.60	11.10	11.90	0.50%	-
14Q2	7.8000	-	7.7500	7.8500	8.6090	8.3900	9.0190	11.60	11.10	11.90	0.50%	-

「Bloomberg」ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」SMBCシンガポールによるトレンド予測  
Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

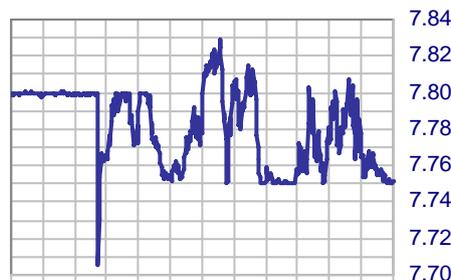
## 相場動向

USD/HKD - 日足



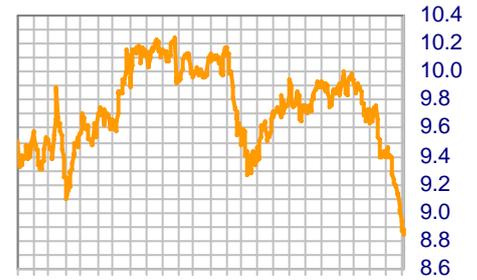
Sources: Bloomberg

USD/HKD - 週足



Sources: Bloomberg

JPY/HKD (100JPY=HKD) - 日足



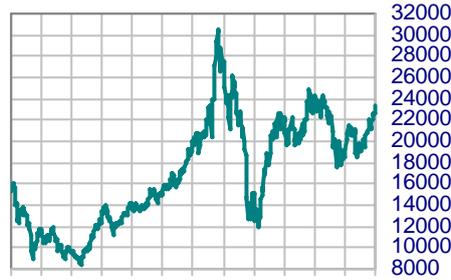
Sources: Bloomberg

恒生指数 - 日足



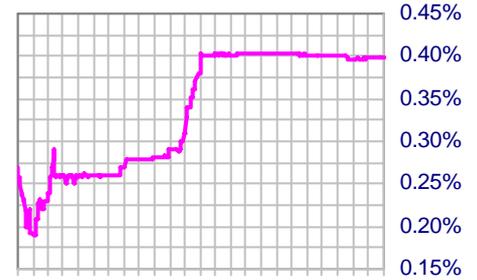
Sources: Bloomberg

恒生指数 - 週足



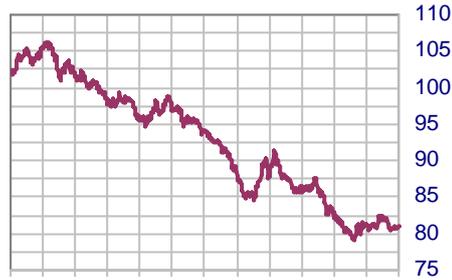
Sources: Bloomberg

3ヵ月物HIBOR - 日足



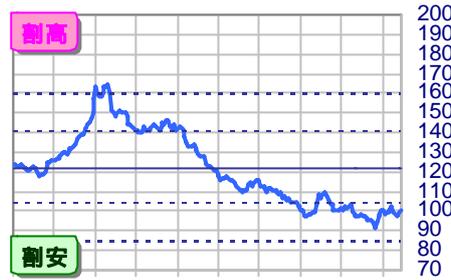
Sources: Bloomberg

HKD名目実効為替相場 - 週足



Sources: Bloomberg

HKD実質実効為替相場 - 月足



Sources: Bloomberg

## コメント

昨年10月中旬以降、香港ドル相場に上昇圧力が掛かる中、7.8香港ドルのペッグ水準（厳密には7.75-7.85）を維持するため、香港金融管理局（HKMA）は断続的に香港ドル売り介入を実施、介入額は972億香港ドル（125億ドル）に達した。6月には任志剛（Joseph Yam）HKMA前長官がペッグ制見直しを提案する論文を発表し市場の注目を集めたものの、介入が続く中でも議論が本格化することはなかった。HKMAには約30年前の変動相場制に戻す意思はない模様で、一方で、現在までのところ、米ドル以外にペッグに適した通貨が存在しないからである。2013年も現制度が堅持されるだろう。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。